

担い手通信 第1号

【令和元年度】
令和元年7月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会
(事務局) 浜松市 農業振興課



いまいきファーマーロゴマーク

○浜松市担い手育成総合支援協議会は、平成18年に認定農業者等の担い手を支援し、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の具体化に向け経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成することを目的として設立されました。

○浜松市内の認定農業者数は、平成31年3月末現在1,140経営体です。
(中・東・南区118/西区248/北区597/浜北区113/天竜区64)

○お知り合いに認定農業者になりたい方、ご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、農業振興課の下記窓口をご紹介ください。

● CONTENTS ●

- | | |
|--------------------|-------|
| 1 浜松市認定農業者協議会からの報告 | P2~P7 |
| 2 農業者年金のおしらせ | P8 |

今年も台風等の災害が危惧されています
施設の管理や保証制度の加入など、早めの対策をしましょう！

● 浜松市担い手育成総合支援協議会 ●

| | | | | |
|------------|-------|-----------|----------|-------------------|
| <中・東・西・南区> | 農業振興課 | 担い手支援グループ | (浜松市役所内) | TEL: 053-457-2331 |
| <北 区> | 農業振興課 | 北部農業グループ | (北区役所内) | TEL: 053-523-1113 |
| <浜北区> | 農業振興課 | 浜北農業グループ | (浜北区役所内) | TEL: 053-585-1117 |
| <天竜区> | 農業振興課 | 天竜農業グループ | (天竜区役所内) | TEL: 053-922-0030 |

1 浜松市認定農業者協議会からの報告

市内認定農業者及び認定新規就農者の皆様

浜松市認定農業者協議会 会員各位

浜松市認定農業者協議会

会長 鈴木 雅清

平成 30 年度 農業の課題解決に向けた意見交換会等の実施について（報告）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様におかれましては、日頃より当協議会の活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

当協議会は、「組織としての力を発揮し、農業に関する課題や問題の解決策を具現化し、浜松農業の振興・発展に寄与すること」を目的として、皆様からいただいたご意見をもとに関係機関との協議や意見交換を実施しております。農林水産省との意見交換会につきましては、平成 28 年度から毎年継続して実施しております。

このたび、平成 30 年度に当協議会で実施した農林水産省等との意見交換会及び当協議会が加入する静岡県認定農業者協会が実施した関東農政局・静岡県経済産業部農業局との意見交換会の結果について、別記の通り報告いたします。

地域農業の課題や要望等がございましたら、同封のチラシで当協議会の事務局へご意見をお寄せください。今後とも、当協議会の活動にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】浜松市認定農業者協議会事務局（浜松市農業振興課内）

電 話 053-457-2331

F A X 050-3737-9278

E-mail noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

農林水産省との意見交換会

平成 31 年 2 月 28 日 城内実議員とともに農林水産省を訪問

出席者：農林水産省職員 9 名、認定農業者協議会本部役員 7 名、市職員（事務局）1 名

| No. | 要望事項 | 意見交換の概要 |
|-----|---|--|
| 1 | 【被災農業者支援事業】 浜松地域では平成 30 年の台風第 24 号により甚大な農業被害が発生し、現在も多くの農業者が経営再建に取り組んでいる。国の被災農業者向け経営体育成支援事業は経営再建に対し大変有効である一方、施工業者が不足する中で、事業周知から申請締切までの日数が非常に短かった。十分な申請期間を設けるとともに、最初から年度をまたいだ支援事業として周知していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none">・農水省職員より、財政当局との予算要求の関係で原則単年度事業となっているが、繰越実施も可能であること、また現場の状況を踏まえて要望調査の期間延長を行ったとの説明があった。・2 次募集等の追加情報は農業経営者ネットで素早く公開しているため、今後同様の支援事業が実施された場合は是非ご活用いただきたいとの説明があった。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | <p>【被災農業者支援事業】 国の被災農業者向け経営体育成支援事業では、借りた施設は支援の対象外となっている。 新規就農者や規模拡大に取り組む農業者は農地とともに既存施設を借り受けて営農するケースが多く、今回の支援対象から外れており経営再建に苦慮している。 借りた施設についても支援の対象にするとともに、経営への影響が大きい露地野菜、果樹・花木等の被害についても支援策の検討を要望する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農水省職員より、借りている施設については財産処分制限により国費での補助事業の対象とすることが難しいとの説明、また、営農していない貸し手（地主）は原則申請者になれないが、支援事業の申請中に借り手へ所有権の移転を行った場合は支援の対象になるとの説明があった。 ・露地野菜や花木等については、産地活性化の被災対策事業で次期作の種子代等を助成対象としており、果樹の場合は改植事業も可能である。ご意見として受け止め、今後の検討課題にさせていただき、との回答を得た。 |
| 3 | <p>【被災農業者支援事業】 今回の台風災害では、被害金額に比べて農業共済の補償金額があまりにも少ないといった声が寄せられている。 被災農業者向け経営体育成支援事業では今後の農業共済等への加入を支援の要件としているが、農業共済が真に農業者の経営再建に役立つよう、制度のあり方の見直しを要望する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農水省職員より、農業共済は損害割合に応じて時価保障の8割まで補償できる制度であり、耐用年数が過ぎた施設についても2割だった補償を5割まで引き上げる制度改正を行っているとの説明があった。 ・標準価格が低い場合は、見積書や領収書を示すことで修正できる場合があるとのこと。 |
| 4 | <p>【被災農業者支援事業】 大規模災害にどう備え、発生時にどのように対応すべきか（例えば支援事業の実施を想定して被災直後の状況を撮影しておく等）、国に蓄積されたノウハウを平常時から農業者や各市町村に提供していただける仕組みづくりを要望する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農水省職員より、農業共済や作物の減収等に備えた収入保険への加入を是非検討いただきたいとの説明が、また、災害支援対策に関する情報は通知やHPなどで発信しているとの説明があった。 ・収入保険の保障率を上げてもらいたい（現行70%→なるべく100%）との意見に対しては、ご意見として受け止め、より良い制度としていきたいとの回答を得た。 |
| 5 | <p>【担い手の育成】 地域農業の将来を担う若手農業者が減少し続けており、危機的な状況である。 営農リスクが高い新規就農者だけでなく、親の営農を継承する確実性の高い親元就農者に対する的確な支援を要望する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農水省職員より、農業次世代人材投資資金の条件を緩和したことについて説明があった。 ①対象年齢を45歳→50歳へ引き上げた ②親元就農者であっても作目を変える場合は対象に加えた（新たな作目の面積要件は無いがその作目の経営主であることが要件） ③5年以内の農地の所有権移転が必須だったものを、利用権設定でも可とした ・親元就農者について、作目変更だけでなく同一作目の経営規模拡大も支援の対象にできないかとの意見に対しては、ご意見として受け止め、検討していきたいとの回答を得た。 |
| 6 | <p>【担い手の育成】 少子高齢化が進行し、健康寿命も延伸する現在、定年退職者が地域農業の貴重な担い手となりつつある。 いわゆるシルバー就農者に対しても、農業次世代人材投資資金等と同様の新たな支援策を要望する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農水省職員より、新規事業「農業の新しい働き方確立支援」の紹介があり、活用いただきたいとの説明があった。 |
| 7 | <p>【小規模農家の支援】 経営体育成支援事業や担い手確保・経営強化支援事業の採択ポイントが年々上昇しており、現在では限られた農業者でないと活用できない。また、都道府県ポイントの導入により、同じ取組であっても地域により不採択となる状況が発生している。 事業の予算拡充により、小規模農家が法人や大規模農家と同様に支援を受けられるよう要望する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・農水省職員より、採択ポイントを付加価値額制にして営農類型や営農規模に左右されにくい仕組みに変えたこと、また、令和元年度より都道府県ポイントを廃止したことについて説明があった。 （補足：経営体育成支援事業は令和元年度より強い農業・担い手づくり総合支援交付金に制度変更され、従来型の地域担い手育成支援タイプ（補助上限300万円）に加え、先進的農業経営確立支援タイプ（補助上限：個人1,000万円、法人1,500万円）が新設された） |

| No. | 要望事項 | 意見交換の概要 |
|-----|---|--|
| 8 | <p>【農地集積に関する提案】 農地の集積に伴う杭や畦畔の撤去は、農地所有者に根強い抵抗感があり、なかなか進んでいない。規模拡大を目指す農業者の作業効率をさらに向上するためにも、土地の境界に関する制度の確立（具体的には国土調査の測量結果に基づく境界の復元を行政側が責任を持って行う仕組み）を要望する。</p> | <p>・農水省職員より、国土調査の現状について説明があった。 ①国土調査が進まない自治体は測量経費の抑制が課題となっている ②ドローンの活用により、経費・作業時間の半減や作付状況の把握が可能となる</p> |

浜松市農政等に関する意見交換会

平成30年8月10日 浜松総合庁舎で実施

主催：西部農業経営士会 共催：浜松市認定農業者協議会、静岡県農業法人協会

出席者：西部農業経営士会10名、浜松市認定農業者協議会本部役員13名、

静岡県農業法人協会1名、県職員11名、市職員8名

| No. | 要望事項及び回答 | |
|-----|----------|--|
| 1 | 意見・要望事項 | 農地混住化や悪臭苦情など、営農環境の悪化(引佐地区の産業廃棄物最終処分場設置関係も含む)に関する、市の対策予定について情報提供をお願いします。 |
| | 回答 | <p>【浜松市農地利用課、農業振興課】 農用地区域からの除外・農地の転用につきましては、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等に基づいて適正に対処してまいります。 周辺住民から営農に関わる苦情等が市役所に通報された場合は、その内容を営農者の方と共有するとともに、営農者による改善策を当該住民に情報提供することにより、営農についての理解を求め、農業者と周辺住民が共存していけるよう環境づくりに努めています。 また、苦情申立てのあった農業振興地域内における住宅設置者には、営農者との共存に配慮するよう可能な範囲で依頼しています。 営農者による改善策の内容によっては、例えば畜産業における堆肥舎の修繕等、活用可能な補助金の情報提供を実施しております。</p> |
| 2 | 意見・要望事項 | 新農業振興基本計画の現段階における概要説明をお願いします。 また、計画の目標達成に向け、市内農業者と県市農業行政で担わなければならない課題に関して情報提供をお願いします。 |
| | 回答 | <p>【浜松市農業水産課】 新たな農業振興基本計画は、計画の主体を「すべての浜松市民」として位置づけ、すべての市民が農業を振興するうえで目指すべき方向性を定める理念型とし、名称を「農業振興ビジョン」として策定していく予定です。 なお、策定するうえでキャッチフレーズを「もうかる農業」とし、農業が持続するために収益を上げること、安心して農業ができること、安定して豊かな食が提供されることなど、オール浜松で「チャレンジ・工夫」し、一歩でも前進することを目指すべき姿として考えています。 本市の農業は、農業産出額全国7位、170品目を超える農産物が生産されるなど全国的にも有数の産地ですが、その魅力を十分に市内外に伝えきれていないことが課題と考えています。 今後、農業者の皆様と行政が積極的に情報発信を行い、市民の方を巻き込みながら農業振興に取り組んで参りたいと思います。</p> |

関東農政局・静岡県経済産業部農業局と静岡県認定農業者協会との意見交換会

平成30年11月29日 静岡市で実施 関係機関60名出席

| No. | 要望事項及び回答 | |
|-----|----------|---|
| 1 | 意見・要望事項 | <p>【個人の経営体でも利用可能な補助事業の紹介と採択要件の緩和】 農業用機械・施設の導入には、経営体育成支援事業が大変有効であるが、事業に関する情報不足や経営規模等の採択要件が整わず、申請を諦める事例も多い。については、令和元年度に個人の経営体でも利用可能な補助事業と申請のスケジュールについて御教授願う。 また、小規模の個人経営体も含め、幅広い担い手が国や県の補助事業を活用できるように、採択要件の更なる緩和を要望する。</p> |
| | 回答 | <p>【強い農業・担い手づくり総合支援交付金】（関東農政局） 令和元年度に個人経営体でも利用可能な国の補助事業として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金がある。この事業は、これまでの経営体育成支援事業と強い農業づくり交付金を統合したものの。1つの事業の中に3つのタイプを設けることで、産地や担い手の発展状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援することを目指している。例年12月20日頃に概算決定され、2月から3月にかけて要望調査を行っている。 ①「産地基幹施設等支援タイプ」は、従来の強い農業づくり交付金に相当するもので、農協等が大規模施設を作る際に活用できる事業。原則として事業費5千万円以上を対象としている。 ②「地域担い手育成支援タイプ」は、現行の経営体育成支援事業に相当するもので、補助率3/10以内で上限額300万円となっている。 ③「先進的農業経営確立支援タイプ」は、①と②の中間に位置づけられ、令和元年度に新設されるメニュー。補助率3/10以内で、上限額が個人1,000万円、法人1,500万円となっている。</p> <p>【茶産地構造改革事業】（静岡県） この事業は、茶農家が流通販売業者等と連携してお茶を作るために必要な施設・機械の整備、認証の取得を支援するために創設した県単独事業。平成29年度から始まっており、29年度に17件、30年度14件に交付している。個人でも法人でも活用可能で、補助率は1/2以内、上限助成額1,500万円となっている。 具体例としては、国際的に需要が伸びている抹茶を作るための碾茶栽培に必要な被覆施設の整備や、ペットボトル等の飲料メーカーと連携して大量の茶葉を生産する場合に必要な生葉運搬コンテナの導入等を支援している。また、有機JASやHACCP等の認証取得にかかる初期費用についても支援している。 支援対象者の要件としては、①取引業者と出荷契約、②事業着手の2年後までに収入を概ね20%以上増加、③10年後の販売見込額が5,000万円以上、の3項目。自園自製自販の個人経営体も活用できるが、実際は地域の茶工場での活用が中心。例年、5月頃に申請書を受け付け、審査会を開いて採択している。</p> <p>【施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業】（静岡県） この事業は、野菜・花き・果樹等の生産を拡大する際に必要な施設の整備を助成するため、平成30年度から新たに始めた県単独事業。平成30年度は9,800万円の予算で15件の事業を採択した。 具体的には鉄骨ハウスまたはパイプハウスの新設に対する助成で、補助率はハウス新設にかかる経費の1/3以内、上限助成率7,000円/m²である。ただし換気扇、カーテン等の付帯設備にかかる経費は補助対象外。 対象作物は、①県が定めた戦略的作物（柑橘、いちご、わさび等）、②首都圏市場調査でニーズがあると認められた作物（いちご、セルリ、トマト）、③事業主体の調査で新たな需要が見込まれる作物（ブルーベリー、ナス、ガーベラ等）。実施主体の条件として、GAP等の第三者認証を取得または取得確実な者であること、さらに規模や販路を拡大する計画が必要である。</p> <p>【静岡県認定農業者メールマガジン】（静岡県） 県では、認定農業者に有益な事業等の情報を、静岡県認定農業者メールマガジンにより発信している。平成30年度の配信先は623件、平成29年度の配信実績は90回で、補助金・セミナー・相談会等の情報を週2回程度の頻度で発信している。これを機に是非ご登録いただきたい。</p> |

| No. | 要望事項及び回答 | |
|-----|----------|--|
| 1 | 回答 | <p>【畜産クラスター事業】（静岡県） 個人経営体でも利用可能な畜産事業として、国の畜産クラスター事業がある。平成27年度から始まった事業で、農業用機械の導入の場合は5年後に収益を5%増加またはコストを5%削減する計画を策定することで補助率1/2の助成を受けられる。また、牛舎・豚舎等の施設整備の場合は10年後に収益を10%増加またはコストを10%削減する計画を策定することで補助率1/2の助成を受けられる。この事業は毎年国の補正事業として実施されており、内容が明らかになった段階で農林事務所が要望調査を行っている。施設整備に関しては計画策定の事前準備が不可欠であるため、早い段階から農林事務所への相談をお願いする。</p> |
| 2 | 意見・要望事項 | <p>【荒廃農地等利活用促進交付金を補完する新たな補助事業の創出】 国の荒廃農地等利活用促進交付金は、耕作放棄地拡大を防ぎ、優良な農地の再生に非常に効果的な補助事業であったが、残念ながら平成30年度を限りに廃止されることとなっている。このため、この交付金を補完する新たな補助事業を創出するとともに、これまでの活用実績を考慮して補助対象を狭めることのないよう要望する。</p> |
| 2 | 回答 | <p>【荒廃農地等利活用促進交付金廃止の背景】（関東農政局） この交付金は、全国的には執行率が低いため廃止が決まった。国としては、荒廃農地を解消する場合には農地・水保全管理支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、農地耕作条件改善事業等の既存事業を活用いただきたいと考えている。</p> <p>【同交付金を補完する県の新規事業】（静岡県） 国の交付金は、静岡県では平成30年度に50～60件の要望があり、荒廃農地再生の有効なツールとなっていることから、国の交付金を補完する事業として県の新規事業を計画している。 （補足：この要望が契機となり、令和元年度に県単独補助事業「荒廃農地再生・集積促進事業」が新設された）</p> |
| 3 | 意見・要望事項 | <p>【新規就農者支援制度の紹介と親元就農者に対する支援の拡充】 農業就農人口の減少が続く中、農業・農村の適正な維持のためにも新規就農者の確保と支援が重要な課題となっている。新規就農者に対する農業生産技術の研修制度、農地確保や農業用機械・施設導入時の支援策、定着率を高めるためのサポート体制について御教授願う。 また、新規就農者のうち、新規雇用就農者や新規参入者は増加傾向にあるものの、新規自営農業就農者（親元就農者）は減少傾向が続いていることから、新規自営農業就農者（親元就農者）に対する支援策の拡充について要望する。</p> |
| 3 | 回答 | <p>【関東農政局】 新規就農者には、就農前、就農時、就農後の各段階で支援策を構築している。就農前は、農業高校、農林大学校等で就農に向けた支援体制を整備し、就農時は農業次世代人材投資資金（経営開始型）を給付、就農後は市町村を中心に農協・農地中間管理機構・日本政策金融公庫等がタックを組んで農地の確保、栽培技術等の支援を行っている。 親元就農者に対しては、親と異なる経営部門を導入する場合や新規作物を導入する等、新規就農者と同等のリスクを伴う場合に農業次世代人材投資資金（経営開始型）を助成している。この資金については、平成29年度の全国の受給者12,700人のうち6,300人が農家子弟であり、農家子弟にも十分活用されているという考え方もできる。</p> <p>【静岡県】 県では「がんばる新農業人支援事業」により、受入農家の元で1年間栽培技術の研修を行うとともに、農協、市町、農林事務所が地域受入組織を作り、新規就農者の支援を連携して行っている。現在、県内で10組織が地域受入組織として活動しており、この組織を増やすことで県内各地に新規就農者が定着しやすい状況を作っていきたいと考えている。 就農後は、農林事務所が市町や農協と連携して巡回訪問を行い、就農計画の進捗状況を確認しながら経営や営農技術等のアドバイスを行っている。新規就農者が地域のネットワークの中に入ることが重要であるため、情報収集や仲間づくりのため農林事務所が行う青年セミナーや青年クラブへの勧誘も行っている。</p> |

| No. | 要望事項及び回答 | |
|-----|-----------------------|--|
| 3 | 回答 | <p>なお、磐田市にある農林大学校が、令和2年に専門職大学に移行する予定。今後の県の農業を支える人材を育てていくという県の認識のもと、4年制の大学と2年制の短期大学を併設した、一般の大学と同等の学士が取れる組織となる。</p> <p>また、親元就農者に対する具体的な支援として、「施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業」において、5年以内の親元就農者がいる場合には、ポイントを加算して有利になるよう配慮している。</p> |
| | 再要望 | <p>農業次世代人材投資資金（経営開始型）の問題点は、親と同じ作物を栽培する場合には助成対象とならないこと。親と同じ作物でも、息子が規模拡大し新たな顧客開拓を進めるような場合には支援があっても良い。親元就農者への支援の充実を是非お願いしたい。</p> |
| No. | その他の意見・要望（フリートーク）及び回答 | |
| 4 | 意見・要望事項 | <p>【土地改良事業受益農家が離農した場合の残存農家の負担金増】 土地改良区受益農家の離農や耕作放棄地の増加に伴い、残存農家の負担金が増えることが非常に大きな問題になっている。具体的な対応策をご教授願う。 また、土地改良区が弱体化しており、その対策についてもご教授願う。</p> |
| | 回答 | <p>【静岡県】 残存農家の負担増は頭の痛い問題。県や各地の土地改良区への苦情も多く、農地の集積を進める中で、誰が支払うのかという問題にも繋がっている。 基本的には、土地改良区が土地改良法に基づき受益者から賦課金を徴収することになっている。ただし、賦課金を払えない、もしくは払わないという場合には、土地改良区を交えて地域の中で話をさせていただくしか方法が無い。また、滞納がある場合の督促についても、土地改良区が担うことになっている。 今後、集積や離農が進展した場合にはさらに大きな問題になることから、国全体で対応を考えていく必要のある問題だと思っている。</p> |
| 5 | 意見・要望事項 | <p>【GAPに係るコスト】 GAPの取得が補助金の要件となる等、GAPについての関心が高まっている。近所の共同茶工場で10軒が協力してGAPを取得したところ、60万円程度の経費が掛かったと聞いている。お茶の景況が厳しい中で60万円は大きな負担。 東京オリンピックに向けてGAPの取得に真剣に取り組んでいるが、利益が出るのは農業者ではなくGAPの認証機関ということになりかねない。何か良い方法があれば紹介いただきたい。</p> |
| | 回答 | <p>【静岡県】 GAP認証の維持に際しては、審査費用や審査員の旅費等を払うことになる。J-GAPの場合、認証機関は全国で4社という状況のため、県では地元の審査員を増やすことで旅費の負担を減らすための算段をしている。 現在、国で新規取得への助成を行っており、J-GAPから国際水準GAPへ移行する場合には県単予算でも支援できるため、農林事務所に相談いただきたい。</p> |
| 6 | 意見・要望事項 | <p>【基盤整備に関連した意見・要望】 農地中間管理事業の活用による基盤整備・農地集積においては、貸借による農地の集積だけでなく、所有権の移転による農地の集積についても進めていただきたい。 また、担い手や若手が注目されることで、高齢の農業者が一步引いてしまうことがあるため、今後の事業実施にあたり配慮いただきたい。</p> |
| | 回答 | <p>【関東農政局】 「土地の相続はされているが登記がされていない」という問題については、農地に限らず宅地や空き家でも全国的な問題になっていることから、現在、関係省庁で対応策を検討しており、令和元年度には一定の方向性を示すことになっている。 また、所有権については公的機関が強制的に何かを行うことはできない、個人の権利と公益性をどのように捉えるかということが課題になると考えている。 担い手や若手に関する御意見は、承る。</p> |

※当報告書の取りまとめにあたり、事務局で元文書からの校正を行っています

2 農業者年金のおしらせ

農業者年金に少しでもご興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

- メリット ●
 - ① 節税に大変有利！
⇒保険料が全額、所得税・市県民税の社会保険料控除の対象になります。
(例) 年間 24 万円保険料を支払って、税率が 15% の場合、3 万 6 千円節税
 - ② 手数料が引かれない
⇒年金の運用や管理費用は、国が負担するため、手数料が引かれません。
 - ③ 保険料の補助制度がある
⇒40 歳未満の認定農業者、後継者の方などに、補助制度があります。
 - ④ 農業者のための年金
⇒国民年金第 1 号被保険者で、年間 60 日以上農業に従事し、20 歳以上～60 歳未満の農業者なら、誰でも加入できます。
(国民年金の付加年金にも加入 月額 400 円納付)
⇒ただし、国民年金基金、みどり国民年金基金とは、重複加入できません。

■問い合わせ先■

浜松市 農業委員会事務局
中、東、西、南区
北区
浜北、天竜区

電話：053-457-2481
電話：053-523-3106
電話：053-585-1118